

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（相続人の代表者の指定等）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第九条の二第一項後段の届出は、次 に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）。以下この項において同じ。）、被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）</p>	<p>（相続人の代表者の指定等）</p> <p>第二条 法第九条の二第一項の規定による相続人の代表者は、その被相続人の死亡時の住所又は居所と同一の住所又は居所を有する相続人その他その被相続人の地方団体の徴収金の納付又は納入につき便宜を有する者のうちから定めなければならない。</p> <p>2 法第九条の二第一項後段の届出は、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でなければならない。</p> <p>一 被相続人の氏名、死亡時の住所又は居所及び死亡年月日</p> <p>二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所。以下</p> <p>同じ。）、</p> <p>被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分</p>

三 相続人の代表者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

3及び4 略

5 法第九条の二第二項後段の通知は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。
一〜三 略

6 略

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

3 法第九条の二第二項前段に規定する届出がないときには、一部の相続人について同条第一項後段の届出がないときを含むものとする。この場合においては、地方団体の長は、その届出がない一部の相続人について同条第二項前段の指定をすることができる。

4 第一項の規定は、地方団体の長が法第九条の二第二項前段の規定により相続人の代表者を指定する場合について準用する。

5 法第九条の二第二項後段の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

- 一 被相続人の氏名及び死亡時の住所又は居所
- 二 各相続人の氏名、住所又は居所及び被相続人との続柄
- 三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

6 法第九条の二第一項後段の規定により届出をした相続人は、地方団体の長に届け出て、その指定した代表者を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五

十五條第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五條第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。同号において

「更正等」という。）又は法第五十五條第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 請求をする法人の名称、
所在地及び法人番号

2及び3
略

十五條第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五條第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。第九条の五第一項第二号において「更正等」という。）又は法第五十五條第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 請求をする法人の名称及び当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、解散（合併による解散を除く。）をした法人にあつては、清算人とする。）の氏名及び住所又は居所

三 還付を受けようとする金額

四 銀行又は郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2
前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、法第五十三條第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定による道府県民税

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の四 略

に係る申告書に記載された道府県民税額が過少であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、同条第二十項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第二十項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したものであるときは、当該道府県民税の中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の中間納付額を算定する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の四 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その

他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この

2
略

3 法第五十五条の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該猶予を受けようとする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

項及び次条第一項において同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第五十五条の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第五十五条の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の五 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の五 法第五十五条の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

- 一 相互協議を継続した場合であつても法第五十五条の四第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。
- 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

2 略

3 法第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第五十五条の四第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて中間納付額の還

付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称、当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

2 略

若しくは居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて中間納付額の還

付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称及び当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)の氏名及び住所又は居所

三 還付を受けようとする金額

四 銀行又は郵便局(簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。)において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、法第七十二条の二十八第二項の規定による申告書(法第七十二条の三十三第一項の規定によつて提出する申告書を含む。)に記載された事業税額が過少で

あると認められる事由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第七十二条の二十八第四項の規定による還付又は充当の手續をしななければならぬ。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の二 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかったものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。)を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を

基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

2 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る相手国等（同条第一項に規定する相手国等をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行

4 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3 法第七十二条の三十九の二第二項の規定により担保を徴する場合に、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条の三 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め

るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別
措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法
人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(法第七十二
条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人(同項に規
定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。)に係るものに限
る。以下この号において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十三第
三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は
当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別
所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しく
は第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規
定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決
定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「
申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」と
いう。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項
に規定する法人税額に係る部分がなかったものとして計算した場合に
申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割
額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とい
う。)を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

2 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

3 法第七十二条の三十九の四第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の
徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の
徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合

意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、
同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該
当する旨を通知した日とする。

一 相互協議(法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議
をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)を継続した場合
であつても法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合意(以下
この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める
場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官
が当該相互協議に係る条約相手国等(同条第一項に規定する条約相手
国等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)の権限ある
当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を
得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議
に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長
官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税
庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に
関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行
われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するも
のでないとき。

2 略

3 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

- 一 当該猶予を受けようとする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

2 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定により担保を徴する場合に、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

- 一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

- 二 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限
- 三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額
- 四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の四 略

2 略

3 法第三百二十一条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けよ

第四十八条の十五の四 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合

意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の十一の三第二項の規定により担保を徴する場合に、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けよ

うとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 四略

附則

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 略

うとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

附則

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 道府県知事は、法附則第十二条第一項の規定により不動産取得税の徴収を猶予しようとする場合において、当該不動産取得税の納税義務者が提供すべき担保を徴する必要がないと認めるときは、担保を徴しな

いで、徴収を猶予することができる。

2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地の取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに、同項の規定の適用を受けたい旨を申請しなければならぬ。

3 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする者（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者を除く。）は、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地の贈与を受けた日の属する年の翌年の三月十五日までに、当該農地、採草放牧地及び準農地の明細その他の総務省令で定める事項を記載した書類を道府県知事に提出しなければならない。

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。同条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）

、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

のとする。

第七十条の四第九項	前項	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の四の二、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項</p>	財務省令	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四第十二項	第八項	<p>法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第八項</p>	財務省令	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四第十三項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	財務省令	納税地の所轄税務署長	道府県知事

第十四項	第七十条の四第二十二項	当該所轄税務署長	第一項ただし書及び第四項	納税地の所轄税務署長	財務省令	納税地の所轄税務署長	前項	当該所轄税務署長	第九項	第七十条の四第十	第七十条の四第二	第十項	第七十条の四第二	第七十条の四第二	第十四項	第一項ただし書及び第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書及び第四項
																道府県知事	道府県知事
前項第二号																法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第二十二項	同条第一項の規定によりその例によることと

第七十条の四第三十五項															
第四項	第一項ただし書	利子税	納税の猶予	期限	贈与税の申告書の提出	贈与税に	第一項の	国税通則法の	前号に規定する	を	納税猶予分の贈与税額	と	納税猶予分の贈与税額	贈与税の	延滞税
項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第四項ただし書	延滞金	徴収の猶予	納期限	不動産取得税に	の	法附則第十二条第一項	法の	同項の規定による	動産取得税の額を	徴収の猶予を受けた不動産取得税の額を	同項の規定による徴収の猶予を受けたものと	同項の規定による徴収	不動産取得税の	延滞金

		第七十条の四の二 第三項		第七十条の四の二 第五項		第七十条の四の二 第六項		
	第五項	第一項	財務省令	納税地の所轄税務署長	前項	第一項	第四項	これらの規定に規定す
	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第五項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項	総務省令	道府県知事	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項	同条第一項の規定によりその例によることとされる第四項	道府県知事

	る税務署長	
	税務署長に	道府県知事に
	次項	同条第一項の規定によりその例によることとされる次項
第七十条の四の二 第八項	第一項の	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項の
	前条第一項第一号	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項第一号
	「第一項」	「法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項」
第七十条の四の二 第十項	前項の	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項の
	第一項の	同条第一項の規定によりその例によることと

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五

第九十六条	第九十三条第五項	当該稅務署長	納稅地の所轄稅務署長	納稅の猶予	第七十条の四第一項ただし書又は第四項	財務省令	利子稅	農地等	第七十条の四第一項	同条	前条第一項	される第一項の
										前条	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項	
利子稅等（利子稅、延滞稅及び還付加算金をいう。）	延滞金	道府県知事	道府県知事	徴收の猶予	書又は第四項	総務省令	延滞金	準農地	法附則第十二条第一項	前条	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項	される第一項の

項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同条第四十条の六第十四項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十二項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第六十四項中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同条第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものとする。

6 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用農地等に係る同項に規定する農用地利用集積計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合又は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が

行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、その消滅した旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権等の消滅した日から二月以内に道府県知事に提出しなければならない。

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下「一時的道路用地等」という。）の用に供されている同条第一項に規定する農地等（第二十四項を除き、以下「農地等」という。）につき、当該農地等に係る同条第十八項に規定する貸付期限（以下「貸付期限」という。）の到来により同項に規定する地上権等（以下「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、前項の場合であつて貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅したときは、当該地上権等が消滅した日を貸付期限とみなす。

9 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特

別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならぬ。

一 届出者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 五略

10
26
略

別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならぬ。

一 届出者の氏名及び住所

二 当該貸付期限の延長に係る農地等の明細

三 延長されることとなつた期限

四 当該貸付期限の延長に係る農地等を当該受贈者の農業の用に供する
予定年月日

五 その他参考となるべき事項

10 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、前項の場合であつて貸付期限が延長されることとなつたときは、当該延長されることとなつた期限を貸付期限とみなす。

11 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例による場合においては、受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四

号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を一時的道路用地等に供した場合には、当該農地等は、同号に規定する都市営農農地等に該当するものとする。

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項及び第十五項において「営農困難時貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

13 受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第二項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け（次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。）は、同条第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第二項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。ただし、当該農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行った日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた

場合（当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十九項及び第二十項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定により営農困難時貸付けを行った受贈者が、当該営農困難時貸付けに係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するため当該営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第二十六項において「賃借権等」という。）を消滅させ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について準用する。

15 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十三項の耕作の放棄若しくは権利消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行う場合又は貸付期限の到来により一時的道路用地等の用に供されていた農地等について営農困難時貸付けを行う場合における第十三項の規定の適用については、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一月」とする。

16 法附則第十二条第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があった場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地及び準農地の受贈者又は贈与者（これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第

一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農地、採草放牧地及び準農地を贈与した者を除く。)が死亡したときは、総務省令で定める者は、総務省令で定める事項を記載した届出書を、その死亡の日後、遅滞なく、道府県知事に提出しなければならない。

17 道府県知事は、第二項の申請があつた場合において、法附則第十二条第一項の規定の適用があるときは、当該申請に係る農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶予する旨を通知するものとする。

18 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地、採草放牧地及び準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

19 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、租税特別措置法第七十条の四第三十七項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた同項の準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

20 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認

める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地に関する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

21 次に掲げるものについては、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等に該当するものとして、第一号に掲げるものにあつては租税特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとし、第二号及び第三号に掲げるものにあつては同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

一 一時的道路用地等の用に供されている農地等

二 租税特別措置法施行令第四十条の六第九項に規定する事務所、作業場、倉庫その他の施設又は使用人の宿舍の敷地

三 租税特別措置法施行令第四十条の六第十三項に規定する道路、水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の用地

22 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合においては、当該農地は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当するものとして、同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

23 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が、

同項に規定する特定貸付農地等（以下この項及び第二十六項において「特定貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、特定貸付農地等に係る特定貸付け（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けをいう。第二十六項において同じ。）に関する事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

24 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第一号又は第二号に掲げる受贈者が同条第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合であつて当該受贈者が有する租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文に規定する農地等のうちに法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等があるときは、当該特定市街化区域農地等については同条第一項に規定する農地等とみなす。

25 次の各号に掲げる受贈者（当該各号に掲げる受贈者の区分に応じ当該

各号に定める規定の適用を受けているものに限る。)が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合における第四項の規定により読み替えられた法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定の適用については、同項中「同項の不動産取得税の納期限」とあるのは「同項の規定によりその例によることとされる次条第一項の届出書を提出した日」と、「引き続き同項」とあるのは「引き続き法附則第十二条第一項」とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第二号に掲げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項の規定

二 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第三号に掲げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十三項の規定

26 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十九項及び第二十項の規定は、特定貸付けを行った猶予適用者が、当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の全部又は一部について、一時的道

路用地等の用に供するために当該特定貸付けに係る賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について準用する。